

令和3年度保険料率について

令和3年度保険料率について（支部評議会における主な意見）

令和2年10月に開催した各支部の評議会での意見については、昨年と同様、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。

意見書の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし 6支部(13支部)

意見の提出あり 41支部(34支部)

- | | |
|--------------------------|------------|
| ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 | 31支部(21支部) |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 5支部(7支部) |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 2支部(2支部) |
| ④ その他(平均保険料率に対する明確な意見なし) | 3支部(4支部) |

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はほぼなし。

令和3年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見

1. 平均保険料率

- コロナ禍という状況であるが、高齢化の進行、現役世代の減少という構造的な課題は変わっていない。健全な財政基盤を確保していくことが基本であり、10%維持に賛成である。一方で準備金残高が積みあがっており、これまで以上に丁寧な説明が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症で先行き不透明であり、景気回復には時間がかかることが見込まれる。今後、数年は厳しい財政状況になることが見込まれるため、令和3年度の保険料率を10%維持することが適当であると考え。なお、協会けんぽには、国庫補助率を上限20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。
- 評議会の意見の中でコロナの影響で一時的に保険料率を下げてはどうかという意見も見受けられたが、保険料の納付猶予で対応されていると考える。コロナで先行き不透明な中で、保険料率を変更することはリスクが高いと考える。
- 現状の保険料率の維持を支持したい。多くの支部で現状の10%維持を支持していると思われる。新型コロナの影響が今後さらにでてくると考えると将来的な引き上げ幅を緩和するという効果を視野に入れて10%維持を支持したい。一方で、事務局が出された資料の準備金の予測値と実際の値と乖離が出た場合は、しっかりと検証し、次年度に還元するなど新たな対応を議論する必要があるのではないかと。
- 現状の10%維持に賛成である。資料から保険の財政が赤字構造であることが読み取れるため、コロナの影響で保険料収入が増加しない中、赤字構造を改善するには支出を減らす必要がある。マイナンバーカード等を活用して、医療費削減につながる提言を国に対して行ってほしい。
- 保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員の理解を得ることは難しい。コロナ禍の中で、保険料の引き下げや国庫負担の増額に言及した支部評議会の意見も多くあるため、本部としても十分にこの内容を検証して運営委員会に来年度の保険料率に係る議論を諮るべきである。保険者として収支の均衡のみを見るのではなく、加入者の持続的な発展につながるような、加入者への支援策を積極的に国へ要望していただきたい。

2. 保険料率の変更時期

- 令和3年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなし。

令和3年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和3年度は、令和元年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10.00%
- インセンティブ分の加算額は、0.004%から0.007%に変更
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

共通料率(A + B - C)	4.71 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.99 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.74 %
C. 収入等の率	0.03 %
第1号平均保険料率	5.29 %
計	10.00 %

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	98,596	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	12,456	
	その他	645	285	237	
	計	108,697	107,437	111,289	
支出	保険給付費	63,668	62,175	66,838	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 拠出金等対前年度比 + 272 } + 443 + 172 } ▲ 0 </div> ○R3年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率： 9.70%
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	15,573	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	21,492	
	退職者給付拠出金	2	1	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	3,383	3,430	4,497	
	計	103,298	102,227	108,400	
単年度収支差		5,399	5,209	2,889	
準備金残高		33,920	39,129	42,018	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和3年度和歌山支部保険料率

令和3年度
和歌山支部
保険料率
10.11%
(10.14%)

=

第1号
保険料率
5.42%
(5.39%)

+

第2号
保険料率
・全国一律[3.99%]
・インセンティブ
加算率[0.007%]
4.00%
(3.90%)

+

第3号
保険料率
(支部精算分除く)
0.74%
(0.87%)

+

第3号
保険料率
(支部精算分)
▲0.01%
(0.01%)

-

収支等見込額
相当率
・全国一律[0.03%]
・インセンティブ減算率
[0.012%]
0.04%
(0.03%)

※ () 内は令和2年度保険料率

第1号保険料率
各支部の医療給付費
で決定され、年齢・
所得調整された料率

第2号保険料率
・後期高齢者支援金等の
拠出金や現金給付にかか
る料率 (全国一律)
・インセンティブ加算率

第3号保険料率
(支部精算分除く)
準備金積立てや業務
経費にかかる料率

第3号保険料率
(支部精算分)
令和元年度の支部収
支の赤字分にかかる
料率

収支見込相当率
・雑収入や日雇いの
保険料収入
・令和元年度のイン
センティブ減算率

	令和2年度保険料率算定時見込	令和3年度見込
和歌山支部医療給付費 (百万円)	40,250	39,639
和歌山支部総報酬額 (百万円)	684,122	665,448
和歌山支部保険料率	10.14%	10.11%
調整前保険料率 a	5.88%	5.96%
年齢調整 b	0.03%	▲0.01%
所得調整 c	▲0.52%	▲0.52%
調整後第1号保険料率(a+b+c)	5.39%	5.42%

協会けんぽの保険料率の推移

単位：%

変更月	H20 .10	H21.9 (任継は H21.10)	H22.3 (任継は H22.4)	H23.3 (任継は H23.4)	H24.3 (任継は H24.4)	H25.3 (任継は H25.4)	H26.3 (任継は H26.4)	H27.4 (任継は H27.5)	H28.3 (任継は H28.4)	H29.3 (任継は H29.4)	H30.3 (任継は H30.4)	H31.3 (任継は H31.4)	R2.3 (任継は R2.4)	R3.3 (任継は R3.4)
全国平均 保険料率	<ul style="list-style-type: none"> ●全国健康保険協会発足 ●全国統一の保険料率 	8.20	9.34	9.50	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
均衡保険料率		—	—	—	—	10.07	10.08	9.74	9.52	9.72	9.50	9.46	9.45	9.70
国庫補助率		13.0%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%
※激変緩和率		8.20	1/10	1.5/10	2/10	2.5/10	2.5/10	2.5/10	3/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10	10/10 <small>緩和措置終了</small>
和歌山支部 保険料率		8.21	9.37	9.51	10.02	10.02	10.02	9.97	10.00	10.06	10.08	10.15	10.14	10.11
据え置き前		—	—	—	—	10.10	10.11	—	—	—	—	—	—	—
和歌山支部 (激変緩和前)		8.34	9.50	9.57	10.10	10.16	10.20	9.95	10.03	10.08	10.09	10.14	—	—
和歌山支部 (インセンティブ反映前)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.13	10.12

- 保険料率の急激な変動を緩和するため、導入された激変緩和措置は令和2年3月までで終了となる。
- インセンティブ制度の導入により令和元年度の取り組みが令和3年度の保険料率に反映されることとなった。
※制度の財源として保険料率の中に0.01%を盛り込むこととなったが、経過措置として令和3年度の保険料率に0.007%、令和4年度保険料率以降に盛り込む率は0.01%となる。

令和3年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.68	1
10.45	1
10.36	1
10.30	1
10.29	3
10.28	1
10.26	1
10.24	1
10.22	3
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.11	2
10.06	1
10.04	1
10.03	2
10.01	1
10.00	1
9.99	1
9.98	1
9.97	1
9.96	1
9.95	1
9.91	1
9.87	1
9.84	1
9.83	2
9.81	1
9.80	1
9.79	2
9.78	1
9.74	2
9.72	1
9.71	1
9.66	1
9.64	1
9.59	1
9.50	1

23

23

令和3年度都道府県単位保険料率の 令和2年度からの変化 (暫定版)

令和2年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.15	+225	1
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	4
+0.03	+45	4
+0.02	+30	1
+0.01	+15	3
0.00	0	1
▲0.01	▲15	4
▲0.02	▲30	4
▲0.03	▲45	4
▲0.04	▲60	1
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	2
▲0.09	▲135	2
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1

20

26

注1. 「+」は令和3年度保険料率が令和2年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

注2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

介護保険の令和3年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の金額を総報酬額で除したものを基準として算出することになります。令和3年度の介護納付金の金額や令和2年度末に見込まれる不足分等を踏まえると、令和3年度の介護保険料率は、令和2年度の介護保険料率1.79%よりも0.01%ポイント上昇し、1.80%となります。

なお、介護納付金については、令和3年度は10,500億円の見込みであり、令和2年度から200億円増加する見込みです。

これは、前々年度の介護納付金を精算した際の戻り額(令和元年度に納付した介護納付金について、実績に基づいて精算された際に発生する協会けんぽへの返還額: ▲1,000億円)の影響により介護納付金を減少させる要素があるものの、介護給付費の増加に加え、介護報酬改定(+0.7%)の影響があったこと等により増加したこと等によるものです。

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% R3年度保険料率： 1.80% 納付金対前年度比 ⇒ + 242
	国庫補助等	515	-	-	
	その他	-	-	-	
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和3年度の都道府県単位保険料率の変更に係る意見(案)

健康保険法 第160条第7項

支部長は、(中略)都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

令和3年度支部長意見(案)	令和2年度支部長意見
<p>○和歌山支部保険料率 令和2年度：10.14% →令和3年度：10.11%(-0.03%)</p> <p>今回、保険料率の変更を考えるにあたっては、言うまでもなく新型コロナウイルス感染症の影響を抜きには語れない。 令和2年4月に緊急事態宣言が発令されて以降、和歌山県における景気動向指数は大きく下落し、5月は前年同月比マイナス40.2ポイント、9月時点ではマイナス34.3ポイントと、経済は未だ厳しい状況にある。特に、中小・零細企業は、このような経済情勢悪化の影響を大きく受けていると考えられる。</p> <p>このような状況下、本来であれば、事業主や加入者の負担を少しでも軽減すべく、保険料率を下げたいところである。</p> <p>しかしながら、この冬、新型コロナウイルス感染症が拡大し、再び緊急事態宣言が発令された状況下において、景気回復は更に遅れると考えられ、現段階では注視する他ない。</p> <p>また、当支部評議会においても、新型コロナウイルス感染症による協会けんぽの収支に与える影響が不透明な状況であることを鑑み、令和3年度平均保険料率については、10%維持すべきとご意見をいただいております。当職としても同意見である。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症が収支に与える影響については、今後もできる限り、足元の数字を拾い上げ、運営委員会等を通じ情報提供していただきたい。</p>	<p>○和歌山支部保険料率 平成31年度：10.15% →令和2年度：10.14%(-0.01%)</p> <p>当支部の保険料率は、平均保険料率を超えており、加入者、事業主の負担を考えれば、単年度収支均衡保険料率を適用して、少しでも保険料率を下げる事が望まれる。</p> <p>しかしながら、平成27年度より5年に渡り平均保険料率10%維持が実施されてきた趣旨を踏まえ、令和2年度の保険料率についても、平均料率10%をベースとしたものとなることについては、やむを得ない。</p> <p>ただし、10%が負担の限界であると感じている事業所は多く、これまで、事業主、加入者の皆様に、単年度収支均衡保険料率では引き下げ可能なところ、10%維持による負担をご理解いただいているのは、この限界を超えることがないことを望まれているからである。したがって、今後も、この限界は超えてはならないものとする。</p> <p>そのためには、国に対して国庫補助負担の見直し、患者の自己負担割合や保険適用の範囲など公助、共助、自助のあり方について等、制度の構造的な問題への抜本的改革に関する要望を強化していただきたい。</p>